

Inside

- 02 保護主義色を強める米国 ● 樋 浩一
- 03 医療の値段(診療報酬)は、どのように決められているの? ● 篠原 拓也
- 04 クリエイティブオフィスのすすめ ● 百嶋 徹
- 06 人手不足下における物流コストの現状と今後の方向性 ● 吉田 資
- 08 「合理的配慮」はどこまで浸透したか ● 三原 岳
- 10 定年後の「孤立」リスク ● 土堤内 昭雄
- 11 トランプ政権の対日通商圧力が円高圧力に ● 上野 剛志



RESEARCH

保護主義色を強める米国

新たな国際経済体制が必要



専務理事 エグゼクティブ・フェロー 樋 浩一

haji@nli-research.co.jp



はじ・こういち

東京大学理学部卒、同大学大学院理学系研究科修士課程修了。
81年経済企画庁(現内閣府)入庁。
92年ニッセイ基礎研究所、12年より現職。
主な著書に「日本経済の呪縛—日本を惑わす金融資産という幻想」。

1—— 強まる保護主義色

米国は、安全保障を理由に鉄鋼・アルミ製品に高率輸入関税を適用する措置を発動した。さらに知的財産権の侵害を理由として、500億ドルに及び中国からの輸入に対して高関税を課す制裁措置を発表した。これに対して中国が米国からの農産物など106品目に高関税を課すという対抗措置を発表すると、トランプ大統領は追加制裁措置の検討指示を発表し、貿易戦争に発展するのではと懸念されている。

トランプ大統領が誕生して1年あまりになるが、この間政権の主要スタッフは辞任・解任が相次いだ。最近では、ティラーソン國務長官やマクマスター安全保障担当補佐官などが退任し、政権内には強硬派やポピュリスティックなスタッフが目立つようになった。11月には中間選挙を控えており、さらに選挙で受けの良い保護主義的な政策が打ち出される恐れがある。

2—— 大幅赤字の継続

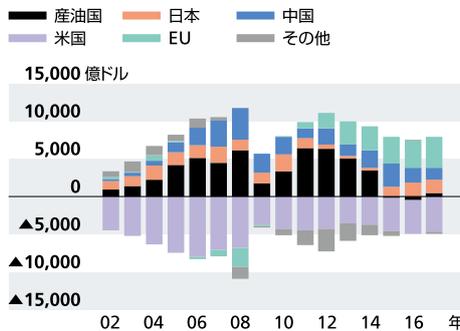
米国の貿易は1980~90年代にかけては対日貿易の赤字が大きな部分を占めており、日米間の貿易摩擦の原因となっていた。2017年は8112億ドルの赤字となったが、対中国貿易の赤字が3757億ドルと4割以上に達しており、貿易摩擦の最大の対象は中国だ。

しかし日本やドイツとの間の貿易赤字もそれぞれ600億ドル以上あって、無視できない規模だ。また、米国の財貿易収支は、リーマンショック直後には輸入が減少して赤字が大幅に縮小したが、その後景気回復とともに輸入が増加して、2017年10-12月期にはGDP比で4%程度にまで

拡大している。サービス収支や利子配当などの第一次所得収支を加えた経常収支の赤字はGDPの2%程度で、赤字の規模を問題視するのは当然だ。

【図表】世界の経常収支構造

資料：Datastream：IMF World Economic Outlook Database, October 2017



世界各国の経常収支を合計すると必ずゼロになるので、経常収支が黒字の国があると、その分だけ赤字の国ができてしまう。世界経済では、ユーロ圏や中国、日本などが大幅な黒字となり、反対側で米国が経常収支の赤字を一手に引き受けるというグローバル不均衡が続いてきた。

トランプ大統領は貿易赤字を損失(loss)と呼ぶことがあるが、二国間の貿易で、収支が赤字の国側が損をしているという訳ではなく、貿易相手国との収支がそれぞれ均衡している必要はない。したがって二国間の貿易収支均衡を求める政策は間違っているが、米国の大幅な経常収支の赤字を縮小しようという意図自体には意味がある。米国の大幅な経常収支赤字が改善しないかぎり、貿易摩擦は一時的に沈静化してもいずれまた再燃するだろう。

3—— 新たな国際経済体制

世界各国は貿易や国際金融取引の拡大

に応じて保有しているドル建ての外貨準備資産を増やそうとしているが、そのためにはドルを発行している米国の経常収支が赤字になる必要がある。しかし米国の大幅な経常収支赤字が続けば、いつかは米ドルの信認問題を引き起こす。ユーロや円は基軸通貨になるには力不足で、人民元は自由に国際取引に利用可能な主要国際通貨に育っていない。こうした状況で、ドルに代わる通貨がないという消極的な理由でドル基軸通貨体制は続いている。

第二次世界大戦後の世界経済を支えたのは、IMFや世界銀行といった国際機関やGATT、そして各国通貨と米ドルとの為替レートを固定しドルが金との交換比率を一定に保つという、ブレトンウッズ体制だ。この仕組みは、米国経済が世界経済の中で圧倒的な力を持っているという第二次世界大戦終了直前の状況を前提としたものだった。欧州経済が大戦の戦災から次第に復興し、日本経済が急速な発展を遂げると、この体制は維持できなくなってしまう。1971年のニクソンショックを経て変動相場制となるとともに、その後WTOの下での貿易体制に移行してきた。

今後中国やインドなどの新興国がさらに発展して世界経済における重要性を増し、米国の経済力が相対的に低下していけば、変動相場制の下で米ドルを基軸通貨として使い続けるという仕組みもいずれ限界を迎えることは目に見えている。

世界経済は米国が大幅な経常収支赤字を出し続けるというグローバルな不均衡を必要としない、新たな国際経済体制の構築を必要としていると考える。

医療の値段(診療報酬)は、どのように決められているの？



保険研究部 主任研究員 篠原 拓也
tshino@nli-research.co.jp



しのはらたくや
92年日本生命保険相互会社入社
14年ニッセイ基礎研究所
日本アクチュアリー会正会員
主な著書に「みんなに知ってほしい 不妊治療と医療保障」(共著)。

1—— 医療の値段の決め方

1 | 診療報酬は3区分からできている

医療は、公的医療保険制度の公定価格として、全国一律の値段が決められている。これは「診療報酬」と呼ばれており、値段表に相当するものが「診療報酬点数表」。診療報酬の本体は医科、歯科、調剤からなる。併せて、薬価と材料価格が設定されている。

診療報酬は、問診等の基本的な診察、血圧測定等の簡単な検査、処置、入院、手術、投薬などの具体的な医療行為ごとに、点数として示されている。点数は、1点=10円として換算される。

2 | 出来高払いと包括払いがある

診療報酬は、「出来高払い方式」をベースにしている。これは、医師や歯科医師などが、実際に患者に行った医療行為ごとに、診療報酬を設定し、その合計額を医療の値段とするもの。この方式は、実際に行われた診療に応じて値段が決まるという意味で、合理的といえそうだ。しかし、サービス提供者側からみると、医療行為を行うほど、報酬が増える仕組みともいえる。このため、不必要な診療や投薬などの過剰医療を招きかねないという課題がある。

そこで、比較的規模の大きい病院では、「包括払い方式」がとられている。この方式では、各医療行為ごとではなく、一連の医療サービスを一括りにして、診療報酬が設定される。具体的には、疾患ごとに定められた入院1日あたりの医療サービスの費用に基づき、入院日数に応じて報酬の額が決まる。医療行為を増やしても報酬が増えないため、過剰医療の抑制が期待できる。

3 | 内閣が全体の改定率を決定する

(1) 全体の改定率の決定

診療報酬は、原則2年ごとに改定される。全体の改定率は、予算編成過程を通じて、内閣が決定する。また、改定の基本方針は、社会保障審議会の医療部会と医療保険部会が決定する。

【図表1】診療報酬改定率の推移 単位: %

▲は、マイナスを表す。薬価は、実勢価格等の改定と、薬価制度の抜本改革の合計。中医協の資料をもとに、筆者作成

年度	2010	2012	2014	2016	2018
診療報酬本体	+1.55	+1.38	+0.73	+0.49	+0.55
医科	+1.74	+1.55	+0.82	+0.56	+0.63
歯科	+2.09	+1.70	+0.99	+0.61	+0.69
調剤	+0.52	+0.46	+0.22	+0.17	+0.19
薬価等 薬価	▲1.23	▲1.26	▲0.58	▲1.22	▲1.65
材料価格	▲0.13	▲0.12	▲0.05	▲0.11	▲0.09

(2) 具体的な診療報酬点数の設定

各部会の審議を経て、中央社会保険医療協議会(中医協)が、具体的な診療報酬点数の設定について審議する。

審議の際は、様々なデータが参照される。例えば、病院経営収支調査、医療経済実態調査などの医業経営指標や、物価指数、賃金指数などの経済指標が参考にされる。更に委員からの要望や意見が提出されて、審議が進められる。

2—— 医療費を巡る課題

1 | 医療費はますます増大する見通し

近年、医療費問題が顕著である。国民医療費は2015年度に42兆円。2025年度には50兆円を上回ると見通される*1。

2 | 医療費削減に向けた取り組み

このため、医療費削減に向けた様々な取り組みが始まっている。特に、薬価制度の見直しが進められている。高額な抗がん剤の緊急的な薬価引き下げや、薬価改定の頻度

を2年ごとから毎年にするなどだ。更に、ジェネリック薬の処方推進や、費用対効果の薬価への反映なども進められている。

一方、近年は、肺炎や老衰が増加しており完治ではなく、病状を軽減する寛解を目指すなど入院のニーズは多様化している。そこで、急性期の病床を、回復期や慢性期のものに移行させ、看護師等の配置密度を下げて、ケア内容に見合った医療体制に変更するとともに、医療費の削減を図ろうとしている。

更に、病気になる前から健康管理をする予防医療の取り組みも進んでいる。これまで、予防医療は、保険医療外で医療費は全額患者負担とされてきた。予防医療への保険適用のあり方を考えるべき状況になりつつあるといえよう。

3 | 社会全体で議論することが必要

近年の医療費増大は、医科・歯科部分を中心となっている。したがって、この部分の報酬切り下げの是非が、大きな検討事項となる。ただし、単純な切り下げは医療サービスの低下を招く恐れがある。報酬の見直しは、医療サービスとセットで議論すべきであろう。

今後、医療費と医療サービスのバランスについて、社会全体で議論を深めていく必要があるものと考えられる。

【*1】「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」(厚生労働省)によると、医療の給付費は2025年度に54.0兆円となる見通し。

【図表2】国民医療費の推移

「平成27年度 国民医療費の概況」(厚生労働省)より、筆者作成



クリエイティブオフィスのすすめ

創造的オフィスづくりの共通点



社会研究部 上席研究員 百嶋 徹
hyaku@nli-research.co.jp



ひやくしま・とおる
85年野村総合研究所入社、証券アナリスト業務、
財務・事業戦略提言業務に従事。98年ニッセイ基礎研究所入社。
専門は企業経営、産業政策、イノベーション、企業不動産(CRE)、CSRなど。
CRE戦略の重要性をいち早く主張し、普及啓発に努める。

1—— 高まるオフィス戦略の重要性

グローバル競争が激化する下で、従業員の能力や創造性を企業競争力の源泉と認識し、それを最大限に引き出し、イノベーション創出につなげていくための創造的なオフィスづくり、すなわち「クリエイティブオフィス」の構築・運用が重要になっている。

一方、我が国では国を挙げて「働き方改革」に取り組まれているところだが、「働き方改革＝従業員の生産性向上」の視点からも、オフィス戦略の重要性が高まっている。

2—— クリエイティブオフィスの基本モデル

1 | コミュニティととらえる大原則

先進的・創造的なオフィスづくりには、いくつかの共通点が見られる。これを本稿では、クリエイティブオフィスの「基本モデル」と呼ぶこととする。

まずこの基本モデルを貫く大原則は、オフィス全体を街や都市など一種の「コミュニティ」や「エコシステム」ととらえる設計コンセプトに基づいているということである[図表1]。

エコシステムとは、元々は生態系での生物と環境要因の相互作用を示す言葉だが、オフィスでのエコシステムでは、オフィス環

境が従業員のモチベーションやワークスタイル、従業員間のコミュニケーションやコラボレーションに影響を与えることが重要だ。

この大原則の下で、5つの具体的な原則を掲げたい[図表1]。以下では、この5つの具体原則について概説する。

2 | 企業内ソーシャル・キャピタルを育む視点

「企業内ソーシャル・キャピタル」とは、組織を円滑に機能させる従業員間の信頼感や人的ネットワークを指し、社内のコミュニケーションやコラボレーションの活性化を通じて、イノベーション創出につながり得る。

従業員間のつながりを促進するためのオフィスづくりでは、カフェ、ライブラリー、広間、階段の吹き抜けスペース、開放的な内階段、エスカレーターなど、偶発的な出会いやインフォーマルなコミュニケーションを喚起するための休憩・共用スペースを効果的に設置することが不可欠だ。

加えて、執務フロアのレイアウトの工夫も必要だ。製品・サービスの企画開発などの視点から、関連性のある部署やグループ会社を同一のオフィスに入居させ、ワンフロアに集結させたり近接するフロアに配置したりすることにより、部門間の壁を低くすることが重要になっている。

3 | 多様性を尊重する視点

個々の従業員の能力や創造性を最大限に引き出すためには、個々の多様なニーズを尊重し、それらに最大限対応できる働きやすい場の多様な選択肢を従業員に提供できることが望まれる。

在るべきオフィス空間では、従業員同士の交流を促すオープンなオフィス環境と集中できる静かなオフィス環境の二者択一ではなく、両極端にある両方の要素を共存させてバランスを取らなければならない。

社内でデスクを固定しない「フリーアドレス」は、従業員同士の交流を促す施策の1つだが、この場合も、1人で集中して業務に取り組めるスペースを併設するなどの工夫が必要だ。

4 | 地域コミュニティと共生する視点

不動産は外部性を持つため、社会性に配慮した利活用が欠かせない。企業がある地域に研究拠点や本社などのオフィスを構築する場合、良き企業市民として地域社会の信頼を勝ち得るために、まずは自然環境や景観に配慮した適切な不動産管理が不可欠だ。

企業は、不動産の利活用が地域社会の自然環境や景観に及ぼす「外部不経済」を抑制・解消する一方で、構築した拠点を起点に事業活動を通じて地域社会に生み出す、地域活性化や社会課題解決など「外部

[図表1] クリエイティブオフィスの基本モデル(大原則・具体原則)の概要

資料: 百嶋徹「第7章・第1節 イノベーション促進のためのオフィス戦略」[研究開発体制の再編とイノベーションを生む研究所の作り方] (技術情報協会、2017年10月31日)

大原則	5つの具体原則	概要
オフィスをコミュニティやエコシステムととらえる	① 企業内ソーシャル・キャピタルを育む視点	休憩・共用スペースの効果的設置、執務フロアのレイアウトの工夫等により、従業員間のつながり・交流を促進
	② 多様性を尊重する視点	多様な働き方など様々な利用シーンを想定した、多様でバランスの取れた働く場の選択肢を従業員に提供
	③ 地域コミュニティと共生する視点	不動産が地域社会の自然環境・景観に及ぼす外部不経済を抑制・解消する一方、地域社会に生み出す外部経済効果(地域活性化等)を最大化
	④ 安全性に配慮する視点	ビルの耐震性能、省エネ性能、自家発電機能の強化等により、従業員の安全確保やBCP(事業継続計画)遂行に資するオフィスを構築
	⑤ 「健康経営*1」を実践する視点	従業員の心身の健康・活力、快適性、働きがいの向上に資するオフィスを構築、健康経営や働き方改革推進のドライバーと位置付ける

経済効果」を最大限に引き出すことに取り組むことが求められる。

5 | 安全性に配慮する視点

我が国でのオフィスビルの選択基準において、東日本大震災以降、従業員の安全確保やBCP（事業継続計画）の遂行が、これまでより強く意識されるようになった。

オフィスビルのBCP強化施策メニューとしては、耐震補強・省エネのための改修や非常用発電機・燃料タンクの装備など既存ビルでの施策、BCPに対応できる設備仕様・立地条件を備えたオフィスビルへの建替えや移転、バックアップオフィスの確保、食料・水・防災用品の常時備蓄、堅牢なITインフラの整備、などが挙げられる。

6 | 従業員の健康に配慮する視点

従業員の健康保持・増進に戦略的に取り組む「健康経営」^{*2}は、従業員の活力や生産性の向上をもたらし、結果的に企業価値向上につながる。

世界最大の資産運用会社である米ブラックロックは、企業の長期的成長には働き方改革による従業員の働きがい・満足度の向上が不可欠であると考えている。健康経営や働き方改革の推進を通じた、従業員の活力や働きがいの向上は、資本市場での企業価値評価においても重要なポイントになりつつある。

一方、米国では、WELL認証(WELL Building Standard)と呼ばれる、入居者の健康や快適性に焦点を当てて建物を評価する世界初の認証制度が2014年からスタートしている。

経営トップは、クリエイティブオフィスを健康経営や働き方改革の推進のドライバーに位置付けるべきだ。

3 —— オフィスづくりの創意工夫を競い合う時代に

先進的なグローバル企業は、既にクリエ

イティブオフィスの構築・運用を実践しており、欧米企業を中心にオフィスづくりの創意工夫を競い合っている。

例えば、米アップルは、2017年にカリフォルニア州クパチーノの広大な敷地に新本社屋Apple Parkを構築した。総工費は50億ドルと言われており、自社ビルへの投資としては極めて巨額だ。

この新本社屋の構築は、創業者の亡きスティーブ・ジョブズ氏が指揮・主導したプロジェクトだった。最先端の建築技術や環境技術などを惜しげもなく駆使し、従業員の創造性やコラボレーション、健康の促進に重点を置いたApple Parkは、創造的なオフィスデザインをいち早く取り入れてきたジョブズ氏にとって、クリエイティブオフィスの集大成だったのではないだろうか。

日本企業がアップルに学ぶべき点は、従業員の創造性や健康の促進を通じたイノベーションの創出、企業文化の醸成や経営理念の体現のためには、オフィスへの戦略投資を惜しんではいけないということだろう。

4 —— 組織スラックを備えた経営の実践

企業がイノベーションを生む創造性を大切に育むためには、経営資源をぎりぎり必要な分しか持たない「リーン(lean)型」の経営ではなく、経営資源にある程度の余裕、いわゆる「組織スラック(slack)」を備えた経営を実践しなければならない。

例えば、様々な利用シーンに応じて多様性を取り入れたオフィス空間は、イノベーション創出のために確保しておくべき組織スラックであるが、リーン型の経営を徹底すれば、非効率な空間とみなされ、画一的な空間に変更されてしまうだろう。

これまで多くの日本企業がそうであったように、効率性のみを追求した個性のない均質なオフィス空間では、社内の活気や創造性が失われ、企業内ソーシャル・キャピタルは破壊され、イノベーションが生まれない悪循環に陥ることになるだろう。

創造的なオフィス空間を活かすためには、働き方にも組織スラックを取り入れる必要がある。創造性豊かで能力の高い人材の確保・定着のためには、企業は、創造的で自由なオフィス空間の整備と柔軟で裁量的なワークスタイルへの変革を、セットで推進することが求められている。

5 —— 魂を注入したオフィスづくりが急務

前述したクリエイティブオフィスの基本モデルは、近未来や次世代でも大きく変わらないだろう。企業がこの基本モデルを一刻も早く取り入れ、それに「魂を入れて」、構築・運用を始めるべき時代が到来していると言えよう。

筆者は、クリエイティブオフィスの基本モデルという器に注入すべき「魂」とは、前述のワークスタイルの変革とともに、何よりも重要なのが各社の経営理念であると考え。そして「魂を入れる」とは、経営理念にふさわしい「オフィスのロケーションの選択」、「インフィル(内装)を含めた不動産としての設えの構築」、「オフィスの愛称の選択」などを実践することだ。

経営トップは、クリエイティブオフィスの構築段階で、オフィスに経営理念をしっかりと埋め込み、オフィスを経営理念や企業文化の象徴と位置付けて、全社的な拠り所として求心力を持つ場に進化させていくことが求められる。そして運用段階では、ワークスタイルの変革を遂行しなければならない。

クリエイティブオフィスの考え方を取り入れ実践する日本企業は、一部の大企業やベンチャー企業など、未だごく一部の先進企業にとどまっている。国際競争の土俵に立つためにも、一刻も早く、クリエイティブオフィスの構築に着手することが求められる。

詳しくは、基礎研レポート「クリエイティブオフィスのすすめ」(2018年3月14日)を参照されたい。

[*1・2]「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標。

人手不足下における物流コストの現状と今後の方向性



金融研究部 准主任研究員 吉田 資
tyoshida@nli-research.co.jp

1 — はじめに

労働需給が極めて逼迫している中で、相対的に労働環境の厳しい物流の現場では、特に人手の確保が喫緊の課題となっている。

物流の現場における深刻な人手不足は、物流業務に関わるコスト（以下、「物流コスト」という）を押し上げている。物流コストの上昇に対し、企業は有効なコスト削減策を講じなければならない。その際には、物流施設の立地や役割等を見直すことも必要となる。

本稿では、物流施設開発および投資に大きな影響を及ぼす物流コストの現状と今後の方向性について考察する。

2 — 物流コストの動向

1 | 物流コストの内訳

物流コストは、大きく「輸送費」、「荷役費」（流通加工、ピッキング仕分などを行う費用）、「保管費」、「包装費」等で構成される。

日本ロジスティクスシステム協会「物流コスト実態調査(2016年度)」によれば、物流コストに占める割合は、「輸送費」(56.0%)が最も大きく、次いで「保管費」(17.2%)、「荷役費」(15.7%)が大きい。

2 | 物流コストの現状

2-1 輸送費はドライバー不足等で増加

国土交通省・全日本トラック協会「トラック運送事業の運賃・現場に関する調査」によれば、輸送費(トラック輸送)に占める割合は、「運転者人件費」(45.9%)が最も大きく、次いで「燃焼油脂費」(12.6%)の割合が大きい。

「運転者人件費」に関して、トラック運送業界の労働需給を示す「人手不足DI」は、上昇傾向で推移しており、過去最高水準に達している[図表1]。相対的に労働環境が厳しいトラックドライバーの雇用状況は、ネット通販市場の拡大等による多頻度小口輸送の増加(配送回数の増加)も相まって、非常に逼迫している。

「燃焼油脂費」に関して、軽油およびガソリン価格は、主要原産国(OPEC、ロシア等)の減産に伴う原油需給の引き締め等に伴い、2016年以降上昇基調で推移している[図表2]。今後も、主要産油国による減産継続と需要回復が原油価格にプラスに働くことから、軽油およびガソリン価格の上昇基調は続くと思われる。

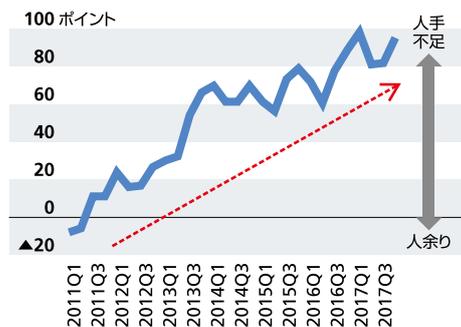
輸送費の動向に関して、企業物流の中心である「貸切貨物」と「積合せ貨物」の輸送指数は、消費増税の影響で大きく上昇した2014年以降、比較的安定的に推移してきた。しかし、足元では「積合せ貨物」の輸送指数の上昇が目立つ[図表3]。また、スポット輸送の運賃を表す「求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数」も、2017年後半以降上昇している[図表4]。

深刻なトラックドライバー不足とともに足元の燃料費の上昇が影響し、企業の輸送費は増加傾向にあると考えられる。

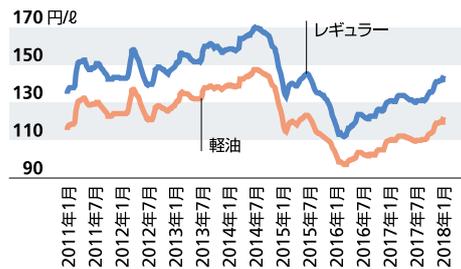
2-2 荷役費は労働者賃金上昇で増加

日本の正規雇用者の賃金は、主に前年度の企業業績や物価動向等に左右され、労働需給の影響を受けにくいという特徴がある。一方で、非正規雇用者の時給は、労働需給の逼迫度合いが反映されやすい。物流施設内で仕分け等の荷役を行う作

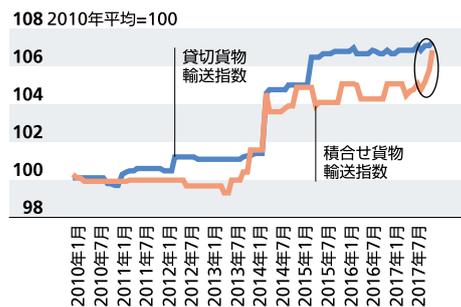
【図表1】トラック運送業界の人手不足DI
出所：公益社団法人全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感」をもとにニッセイ基礎研究所作成



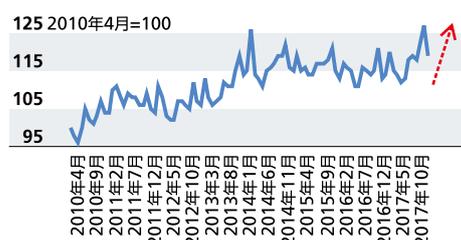
【図表2】軽油およびガソリン価格の推移
出所：経済産業省「石油製品価格調査」をもとにニッセイ基礎研究所作成



【図表3】輸送指数の推移
出所：日本銀行「企業向けサービス価格指数」をもとにニッセイ基礎研究所作成



【図表4】求荷求車情報ネットワーク(WEBKIT)成約運賃指数の推移
出所：公益財団法人日本トラック協会「求荷求車情報ネットワーク(WEBKIT)成約運賃指数」をもとにニッセイ基礎研究所作成



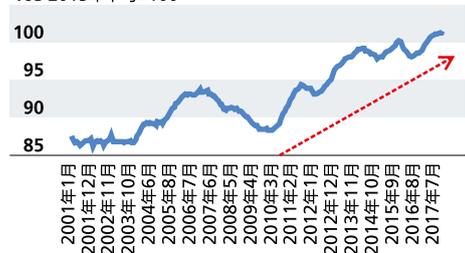


よしたたすく
07年 住信基礎研究所(現 三井住友トラスト基礎研究所)入社。
18年 ニッセイ基礎研究所(現職)
専門は不動産市場、投資分析など。

業員が含まれる「運輸業・郵便業」のパートタイム労働者の賃金指数は、2010年以降上昇傾向で推移し、過去最高水準に達した[図表5]。労働需給の逼迫による賃金上昇圧力を強く受け、荷役費も輸送費と同様に増加傾向にある。

【図表5】「運輸業、郵便業」のパートタイム労働者の賃金推移(12ヶ月移動平均値)

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとにニッセイ基礎研究所作成
105 2015年平均=100



3 | 人手不足に対する対策

①トラックの運転自動化

トラックドライバー不足の解消には、実車率等の効率化で対応できる企業もあるが、その取り組みには限界があり、運転自動化が本格的に検討されている。

国土交通省および経済産業省は、「未来投資戦略2017年」に基づき、高速道路でのトラック隊列走行(運転手が乗用する先頭トラックを無人の後続トラックが自動的に追走)を早ければ2022年までに商業化することを目指している。商業化の実現に向けて、2018年1月に新東名高速道路浜松SAから遠州森町PA間でトラック隊列走行の実証実験が行われた。

②トラックドライバーの労働環境改善

人手不足の解消策として、トラックドライバーの労働環境改善への取り組みも進んでいる。これまで物流の現場では、慣行としてドライバーが荷物の積み下ろしや積み込みを行っており、労働時間の長期化を招いて

いた。また、物流施設に到着し入荷する際に、待機時間が長く発生していることも問題視されていた。本来、ドライバーに支払われる運賃は、運送の対価に限定するべきところ、これまでは積み下ろしや荷待ち等の運送以外の役務の対価の範囲が不明確になっているケースが多かったと言える。

このような事態を受けて、国土交通省は、2017年11月に標準貨物自動車運送約款(国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形)の改正を行った。約款の改定により、トラック運賃が運送の対価のみであることが明確化された。今後は、積みみや荷待ち時等を行った場合は対価が発生することになり、待遇および長時間労働の改善につながると期待されている。

③物流施設の自動化・機械化

人手不足の状況を受けて、物流施設の自動化・機械化も進んでいる。2017年7月に閣議決定された「物流総合施策大綱」では、ロボット機器の導入を通じて、物流施設内作業の省力化や現場作業の負担軽減を進める方針が示された。

3——— 物流コストの今後の方向性

総務省「労働力調査」によれば、道路貨物運送業の就業者(トラックドライバー)において20~30代の占める割合は減少傾向にあり、2017年時点では約3割に留まっている。今後は高齢ドライバーの退職等が加わり、トラックドライバーの不足はさらに深刻化・長期化する可能性が高い。

また、物流施設内で作業するパートタイマーは、①60代男性(主に定年退職後の

男性)や、②40代女性(主に主婦層)が多いことが特徴である。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によれば、①60代男性および②40代女性の人口は10年間で10%以上減少する見通しである。今後も物流施設内で働くパート従業員不足が継続する公算は高い。

最新技術等を活用し、物流の現場における人手不足を解消する取組みが進んでいるが、技術・安全面でクリアすべき課題が多い。2017年12月に日本ロジスティクスシステム協会が実施したアンケート調査においても、最新技術の導入により2020年までにドライバー不足および倉庫内作業員不足が解消できるとする回答はまだ少数である[図表6]。

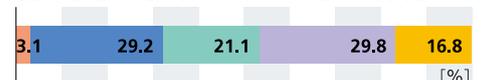
運転自動化や、物流施設の自動化・機械化への取組みの効果は現れるまでには相応の時間を要すること、労働環境改善の取組み(標準貨物自動車運送約款の改正等)も物流コストの押し上げ要因となることから短期的には、物流コストが下がりにくい状況が続くと見込まれる。

【図表6】最新技術の導入が物流分野の人手不足解消に与える影響

出所：公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会JLS総合研究所「物流・ロジスティクス分野における労働力不足問題と生産性向上にむけて」に係るWebアンケート調査結果をもとにニッセイ基礎研究所作成



IoT/BD/AIの活用により、位置情報のリアル把握・相互把握、自動運転等が実現し、ドライバー不足の問題が解消するのはいつか



「合理的配慮」はどこまで浸透したか

障害者差別解消法の施行から2年



保険研究部 ヘルスケアリサーチセンター 准主任研究員 三原 岳

mihara@nli-research.co.jp

1——はじめに

状況に応じて障害者を柔軟に支援することで、障害者^{*1}の権利確保に主眼を置く障害者差別解消法が2016年4月に施行されて2年が過ぎた。この法律は障害者の特性や個別事情に応じた「合理的配慮」の提供を行政機関に義務付けているが、「合理的配慮として、どういった支援を提供するか」という点については、障害者と行政機関など当事者同士の「対話→調整→合意のプロセス」に委ねられている分、分かりにくいのも事実である。

本レポートでは、合理的配慮を中心に障害者差別解消法の内容を解説するとともに、自治体の動向やメディアの報道ぶりなどを基に、2年間の動きを考察する。その上で、国に今後、求められる対応として、支援の事例や工夫に関する情報を収集・共有する重要性を指摘する。

2——障害者差別解消法とは何か

最初に重要になるのは「社会的障壁」という言葉である。法律は「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、社会的障壁で制限を受けている人と説明している。

では、「社会的障壁」とは何か。法律は「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の

もの」としている。これを一言で評すると「障害者が生活するうえで支障となる外的要因」^{*2}、つまり車椅子を使う人には段差、視覚障害者には文字、聴覚障害者には音声がか社会的障壁となる。

このように考えると、不便さが生み出される原因は障害者自身の症状や病気だけにあるのではなく、障害者との関係性の中で、社会が作り出している社会的障壁になる。

では、社会的障壁をどう取り除くのか。ここでのキーワードが「合理的配慮」である。これは社会的障壁を除去することで障害者の不利を解消する方法であり、1973年のアメリカの「リハビリテーション法504条」を通じて、行政機関や連邦政府との契約者などに対して障害を理由にした差別を禁じるとともに、合理的配慮の提供を義務付けた後、1990年に「ADA法（障害をもつアメリカ人法）」でレストランやホテルなどが対象となった。

そして、日本の障害者差別解消法では「負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定めている。

つまり、先の事例で言うと、段差や文字、音声といった社会的障壁を除去するため、行政機関は合理的に配慮しなければならないとしている（第8条2は民間事業者に対して努力義務を課している）。仮に聴覚障害者がシンポジウムに参加を希望し、情報保障の提供を事前に要望した場合、支援を提供する機関が行政機関であれば、合理的配慮として手話通訳の確保などが

義務付けられる。

ここで論点となるのは合理的配慮の内容である。通常の制度であれば、国が要綱などを作成して細かく要件を定めるが、合理的配慮の考え方は全く異なる。行政機関が支援の可否や内容、水準などを判断する際、双方の「対話→調整→合意プロセス」を義務付けているに過ぎず、具体的な内容には言及していない。

確かに先に引用した条文に従うと、「過重な負担」を伴う時には障害者の申し出が断られることもありえるが、その線引きは定められておらず、「事務・事業への影響」など5項目を挙げているだけである。

つまり、「対話→調整→合意プロセス」を義務付けているが、その運用は現場に委ねられている。

3——障害者差別解消法の意義

では、障害者差別解消法や合理的配慮の説明を通じて、どんなことが言えるだろうか。まず、障害者の権利保障、特に機会均等を重視している点であり、人権保障の側面を持っている。

次に、障害者に配慮する意味合いである。障害者に配慮することは「施し」ではない。法律に沿って考えると、障害は社会との関係性で生まれることになるため、自らを「健常者」と疑わない多数の人も、いつどんな時に少数の立場になるかどうか分からない。

例えば、普段は段差の存在が気にならなかったとしても、翌日の海外出張で重いトランクを持てば移動に苦勞し、車いすの人と同じ環境になる。だからこそ駅や施設の



みはら たかし

95年時事通信社入社。

東京財団研究員を経て、17年10月ニッセイ基礎研究所。
ダイヤモンド・オンラインに「映画を見れば社会保障が丸分かり！」
『医療経済』に「現場が望む社会保障制度」を連載中。

段差を取り除けば、結果的に障害者だけでなく、その他の多くの人も便益を受けるのであり、「過重な負担」を伴わない範囲で障害者に配慮することは多数の人にとっても住みやすい社会を作ることに繋がる。

障害者差別解消法や合理的配慮を考える上で、もう1つ重要な側面がある。それは支援の可否や内容、水準に関する判断は社会の合意形成の上で成り立っている点である。先に述べた通り、合理的配慮の内容は当事者同士による「対話→調整→合意プロセス」に委ねられており、障害者と対象機関が個別かつ具体的に対話・調整し、合意形成を積み重ねる柔軟性を有しており、やや分かりやすい言葉で言うと、現場レベルで「相場観」を形成していくことが求められる。

実際、障害者差別解消法の解説書では「社会的な意識改革や地域づくりを主体に置いて総合的に取り組むことが重要」と規定している^{*3}。

4 施行後2年間の変化

1 | 自治体の対応

では、どのような対応が現場でなされているのだろうか。筆者が各自治体や日本障害者リハビリテーション協会のウェブサイト^{*4}で確認した範囲では、今年2月までに26道府県が法律に対応した条例を独自に定めている^{*5}ほか、独自の条例を定めた兵庫県明石市や大分県別府市などの事例も散見されるが、その数は依然として少ない。

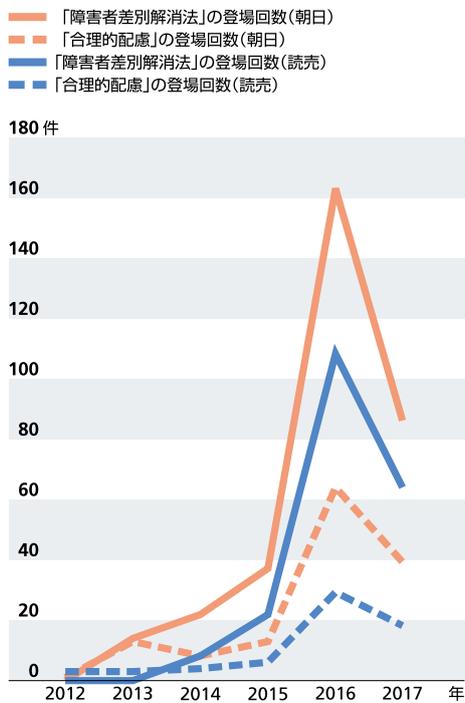
2 | メディアの報道と周知度

次にメディアの報道ぶりを見る。図は朝日

新聞と読売新聞のデータベースを使い、「障害者差別解消法」「合理的配慮」のキーワードが両新聞に登場した回数を調べた結果である。ここから言えることは3点ある。

【図表】「障害者差別解消法」「合理的配慮」の登場回数

出典：朝日新聞データベース「聞蔵II」、読売新聞データベース「ヨミダス歴史館」を基に筆者作成
注1：朝日は「聞蔵II」の「朝日新聞1985～週刊朝日・AERA」コーナーから新聞紙面の件数抽出。注2：読売は「ヨミダス歴史館」の「平成1986～」コーナーから件数抽出。注3：「障害者差別禁止法」「合理的な配慮」など類似の表現は含んでいない。



まず、障害者分野の関心の低さである。障害者分野の政策は障害者差別解消法だけではないが、登場回数の最高は2016年の朝日新聞163件であり、医療・介護・年金などと比べると、決して多いとは言えない。

第2に、2016年の障害者差別解消法施行を境に、登場回数が増加したものの、2017年は早くも半分程度に下がっている点である。施行後はニュースバリューが下がったとみなされているのであろう。第3に、「障害者差別解消法」の登場回数に比

べると、「合理的配慮」の登場回数が少ない点である。この差は障害者差別解消法を説明する際、合理的配慮の文言を用いていない可能性を意味している。合理的配慮という単語が難解で、そのコンセプトも一言では説明しにくいと、記事化に際して忌避されたと見られる。

5 おわりに

以上のように考えると、依然として障害者差別解消法と合理的配慮は浸透しているとは言いきれないであろう。今後求められることとしては、既述した「相場観」の形成に向けて、「現場で個別かつ具体的な対応がどのようになされているのか」という情報が収集され、広く公開される必要がある。

この視点で見ると、内閣府のウェブサイト「合理的配慮サーチ」^{*6}が整備されているが、まだまだ十分とは言えない。自治体や民間の業界団体、障害者団体、支援団体などと連携しつつ、国(独立行政法人を含む)が情報の収集・共有を強化することが求められる。

【*1】近年、「害」の字が否定的なイメージを持たせるとして、「障がい」「しょうがい」と表記するケースも見られるが、本稿は法令上の表記に沿って「障害」と記す。

【*2】川島聡・星加良司(2016)「合理的配慮が開く問い」川島聡ほか『合理的配慮』有斐閣p2。

【*3】障害者差別解消法解説編集委員会編著(2014)『概説障害者差別解消法』法律文化社p68。

【*4】日本障害者リハビリテーション協会ウェブサイト「国内外の障害者差別禁止法・条例・手話言語条例」を参照。
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/anti/index.html>

【*5】千葉県など法律施行前から条例を制定していた県も含む。

【*6】下記のウェブサイト参照。
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

定年後の「孤立」リスク 求められる現役時代の「個立」



社会研究部 主任研究員 土堤内 昭雄
doteuchi@nli-research.co.jp



どてうち あきお
京都大学工学部卒。77年株式会社竹中工務店入社。
マサチューセッツ工科大学大学院高等工学研究プログラム修了。
88年ニッセイ基礎研究所入社。99年より現職。
著書に「人口減少」で読み解く時代～輝く社会と人生のデザイン」他。

定年後の3大リスクは、「お金」、「健康」、「孤立」ではないだろうか。高齢期の暮らしを支えるために経済面では年金制度が、健康面では医療・介護保険制度がある。もちろんそれで十分とは言わないが、3つ目の「孤立」に関しては支援する社会制度がほとんどないのが現状だ。

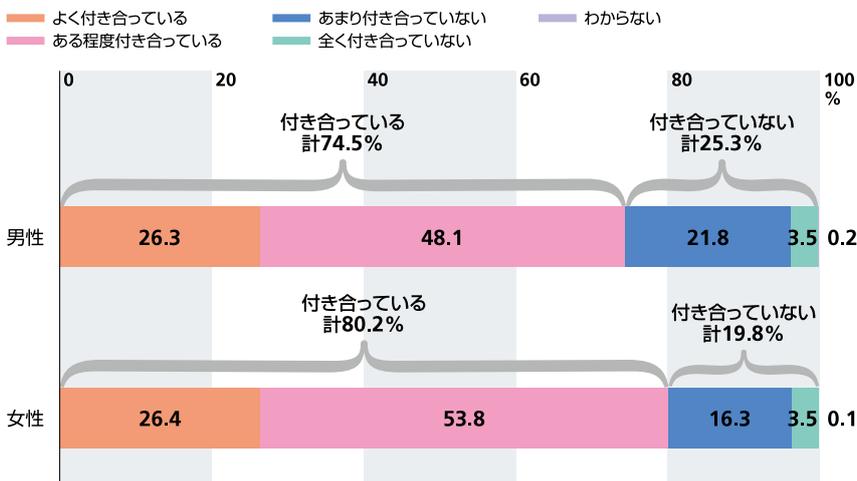
定年後も社会とのつながりを保ち、社会的に孤立しないためにはどうすればよいのだろうか。誰もが永遠に生きられるわけではない。しかし、死後数週間も発見されないような「孤立死」だけは避けたいと多くの人が願っているだろう。

今年1月、イギリスのメイ首相が「孤独担当大臣」(Minister for Loneliness)を新設した。イギリスでは、年齢にかかわらず900万人以上の人たちが「孤独」に陥り、多くが生きづらさを感じているという。「孤独」であることは、一日にたばこを15本吸うのと同程度の健康被害をもたらす、そのためイギリスの国家経済に与える損害は年間320億ポンド(約4.7兆円)にのぼるといふ。

高齢化により一人暮らしの人が増える中で、「孤独」や社会的孤立をどう防ぐかが、新たな社会的課題になる。



【図表】地域での付き合いの程度



資料:内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成29年1月)より作成
注:調査対象は全国18歳以上の日本国籍を有する者であるが、そのうち60歳以上の回答を抜粋して掲載
出所:内閣府「平成29年版高齢社会白書」より

内閣府『平成29年版高齢社会白書』では、2015年の高齢者のある世帯は全世界帯の約半数にのぼり、単独世帯は624万世帯と高齢世帯の26.3%を占める。また、夫婦のみ世帯は747万世帯と31.5%で、単独世帯と合わせると高齢世帯全体の6割近くに達する。

地域での付き合いの程度をみると、男性の4人に1人、女性の5人に1人は『付き合いがない』状況にある。また、60歳以上一人暮らしの人の4割以上が「孤立死」(誰にも看取られることなく、亡くなったあとに発見される死)を身近な問題と感じているのだ。

一方、社会的な「孤立」に対して主観的な「孤独」を恐れる必要はない。自律した人間は「孤独」も楽しむことができるからだ。

作家の五木寛之さんは、近著『孤独のすすめ～人生後半の生き方』(中公新書ラクレ、2017年)の中で、『歳を重ねるごとに孤独に強くなり、孤独のすばらしさを知る。孤立を恐れず、孤独を楽しむのは、人生

後半期のすごく充実した生き方のひとつだ」と述べている。

子どもが遊ぶ公園などの遊具には、必ず「ケガ」という「リスク」が潜む。まったくリスクがなければワクワクする冒険体験はない。定年後の「孤立」リスクも、適切にマネジメントすることで幸せな人生につながる。

哲学者・三木清の『人生論ノート』(新潮文庫、1954年)には、『孤独が恐ろしいのは、孤独そのもののためでなく、むしろ孤独の条件によってである。(中略)孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのではなく、大勢の人間の「間」にある』とある。

定年後の「孤立」リスクを避け「孤独」を愉しむためには、現役時代から自律した「個」に立脚した「個立」が重要なのではないだろうか。

(参考)研究員の眼「分かち合う」幸齢社会～「おひとりさま」時代の「老い支度」(2012年8月20日)

トランプ政権の対日通商圧力が円高圧力に

4 月月初に米中貿易摩擦への警戒が高まり、ドル円は一時105円台に下落、シリア情勢の緊迫化も円の下支えとなったが、その後、①米中貿易摩擦への警戒が後退したこと、②欧米のシリア空爆が短期で終結したこと、③北朝鮮情勢の緩和期待が高まったことなどからリスク回避的な円買いが巻き戻され、足元は107円台後半まで上昇している。

ただし、今後もしばらくドルの上値は重いだろう。米中の貿易戦争は回避されるものの、今後は対日通商圧力が強まる可能性が高いためだ。今月中旬の日米首脳会談で新たな通商協議の開始が決定されたが、米国側の交渉トップであるライトハイザー通商代表は対日強硬派として知られる。同氏が前面に出てくることで、リスク回避の動きや通貨安誘導批判への警戒から円高圧力が強まることが想定される。また、米政権内では対外強硬派が増えているだけに、中東情勢等地政学リスクの高まりに伴う円高圧力も見込まれる。一方、今後も強さが続く米経済のファンダメンタルズがドルの下値を支えるため、3ヵ月後のドル円は現状比横ばい圏内と予想している。

ユーロ円も最近ではリスク回避の後退で上昇し、足元は132円台前半で推移している。今後もリスク回避等に伴う円高圧力には注意が必要だが、ECBは6月にも緩和の縮小を決める可能性が高い。ECBの金融政策正常化が意識されやすい時間帯に入り、ユーロ円高圧力がじわりと高まるだろう。ユーロ円の3ヵ月後の水準は134円前後と予想している。

長期金利は、リスク回避の後退や米金利上昇を受けて上昇し、足元は0.06%付近で推移している。今後も米金利は上昇に向かうと見込まれるが、リスク回避に伴う債券需要が金利上昇を阻むだろう。また、日銀も正常化観測の台頭を防ぐために金利抑制スタンスを当面崩さないとみられる。3ヵ月後の金利水準は現状比で横ばい程度とみている。

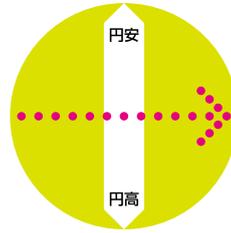


シニアエコノミスト **上野 剛志**
 うえの つよし | tueno@nli-research.co.jp
 1998年日本生命保険相互会社入社、
 2001年同財務審査部配属、
 2007年日本経済研究センターへ派遣、
 2008年米シンクタンク The Conference Boardへ派遣、
 2009年ニッセイ基礎研究所(現職)。

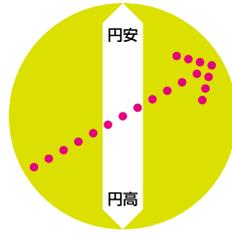


Market Karte

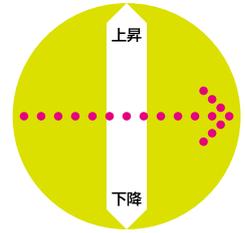
May 2018



ドル円・3ヵ月後の見通し



ユーロ円・3ヵ月後の見通し



長期金利・3ヵ月後の見通し

ドル円為替レートの推移 [直近1年] 資料:日本銀行



ユーロ円為替レートの推移 [直近1年] 資料:ECB



長期金利(10年国債利回り)の推移 [直近1年] 資料:日本証券業協会



レポートアクセスランキング

- 1 「SDGsウォッシュ」と言われないために
～「SDGsの実装化」に向かう日本企業のグッド・プラクティス～
川村 雅彦 [基礎研レポート | 2018/3/23号]
- 2 ひとり暮らしの若者の家電事情
～雇用環境改善でひとり暮らしが増加、
パソコンやスマホがあるからテレビはいらない?
久我 尚子 [基礎研レポート | 2018/4/16号]
- 3 2020年。全国で文化の祭典を
～東京2020文化オリンピックを巡って(3)
吉本 光宏 [基礎研レポート | 2018/3/28号]
- 4 2022年問題の不動産市場への影響
～生産緑地の宅地化で、地価は暴落しない～
塩澤 誠一郎 [基礎研レポート | 2018/3/20号]
- 5 日銀の出口戦略に関する考察
～ETFの含み益で個人の資産形成を
井出 真吾 [基礎研レポート | 2018/4/3号]

コラムアクセスランキング

- 1 創造都市横浜の旗艦、錨をあげる
～BankART is moving
吉本 光宏 [研究員の眼 | 2018/4/5号]
- 2 消え行く日本の子ども
～人口減少(少子化)データを読む～わすか半世紀たまた、半減へ
天野 馨南子 [研究員の眼 | 2018/4/9号]
- 3 ベンチャー投資をする上で、知っておきたいこと
中村 洋介 [研究員の眼 | 2018/4/10号]
- 4 日本の通商戦略の立て直し急務
～トランプ政権の保護主義の矛先が日本にも向けられた
矢嶋 康次 [研究員の眼 | 2018/3/26号]
- 5 世界はキャッシュレスに向う
～日本への観光客数を維持するために必要なことを考えよう
徳島 勝幸 [基礎研REPORT-ColumnII | 2018/4/6号]

ニッセイ基礎研究所のホームページで検索されたレポートの件数に基づきランキングです。《アクセス集計期間18/3/26-18/4/22》

www.nli-research.co.jp



変わる時代の確かな視点



表紙の眼
・
座る裸婦
アメデオ・モディリアーニ
製作年：1918年
所蔵：ホノルル美術館
From Wikimedia Commons

成人喫煙率推移 [5月31日は世界禁煙デー]

Source : 日本専売公社 / 日本たばこ産業株式会社 Design : infogram©

